

令和6年度 高等部 特別活動 消費者教育出前講座

令和6年10月30日

高等部では、特別活動の時間に全国消費生活相談協会の相談員の方に来ていただき、消費生活センターの役割や契約、インターネットショッピングの際の注意点などについて教えていただきました。

相談員の方がクイズ形式で契約について説明をしてくれたり、インターネットショッピングのトラブルの事例を分かりやすく教えてくれたりしました。生徒からは「ネットショッピングではクーリングオフができないことが分かった」「18歳になったら責任が大きくなるので気を付けたい」などの感想が聞かれました。

今回の出前講座を通して、高等部生にとって自分の消費生活を振り返る貴重な機会となりました。

